

特命随意契約理由書

767

件 名	千代田区地域カルテの作成業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区では、令和4年度に改定した「千代田区地域福祉計画2022」(以下「地域福祉計画」という。)の基本理念である「地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う「地域共生社会」の実現」に向けて、保健福祉分野の相談員やコーディネーターの連携強化、地域で区民を支援する連携体制の構築等を進めている。 計画に位置付けたコーディネーター、相談員等支援者の地域情報の共有や地域特性の理解促進、地域アセスメントの支援、区民への福祉教育等での活用を想定し、地域福祉計画の別冊として「千代田区地域カルテ」を作成する。
選 定 理 由	下記業者は、「地域福祉計画」の改定支援業務を受託した事業者である。本事業者は、計画の改定にあたり、区内の高齢者や障害者等に対するサービスの提供体制及び町会・自治会やボランティア団体等の地域福祉活動の現状等について調査を行っており、区内の地域資源に関する情報を蓄積している。また、計画冊子は事業者の社内デザイナーによる独自のデザインで作成されている。 「千代田区地域カルテ」は、「地域福祉計画」の別冊として作成するものであり、掲載した地域資源の情報やレイアウトやデザイン等の再利用が可能になるとともに、計画との整合を図ることが期待できる。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所 所 在 地：東京都文京区本郷3丁目23-1 クロセビア本郷6F
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 11 日
※ 契約金額	2,970,000 円 (消費税を含む)
委 託 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月1日
担 当 課	保健福祉部 福祉総務課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

783

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（10月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工 事 場 所 （工事案件のみ）	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	（１）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （２）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成１２年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成１２年３月２７日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋２－１２－１
※契約年月日	令和 ５ 年 ９ 月 １１ 日
※契約金額	2,135,350 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和５年１０月１日から令和５年１０月３１日まで
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	富士見みらい館 劣化診断結果等の妥当性調査等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見みらい館のSPC(アンファン富士見株式会社)が実施する建物等劣化診断結果等の妥当性にかかる調査等
選定理由	(1)下記業者は、「教育施設・児童福祉施設等の整備・改修の技術的支援業務」の受託者である (2)上記の事業において、富士見みらい館のPFI事業の期間満了に伴う次期維持管理手法への引継ぎについて、区は下記業者から建築・設備等専門技術者によるアドバイス等の支援を受けている (3)本事業は、PFI事業の期間満了に伴う次期維持管理手法への引継ぎに必須の事業であり、下記業者は技術的支援業務を通じて引継ぎに関する経緯・経過の詳細を知る唯一の業者である 以上のことから、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 明豊ファシリティワークス株式会社 住所 千代田区平河町二丁目7番9号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 5 日
※ 契約金額	16,126,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
担当課	子ども施設課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校 中央監視装置機器部品交換業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	耐用年数を経過し、一部不具合を生じている麴町中学校の中央監視装置機器の部品交換を行う。
選 定 理 由	下記業者は、麴町中学校改築工事における中央監視機器の設置業者であり、機器の保守業務も行っている。 老朽化により不具合が生じているため機器の部品交換を行うにあたり、当該部品は既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時に原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記業者を約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 パナソニックEWエンジニアリング株式会社 住 所 港区東新橋1-5-1 パナソニック東京汐留ビル7階
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 5 日
※ 契約金額	839,300 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年2月29日
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区施設保全情報管理システムの更新業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 26 年度に導入した区有施設の営繕に関する図面管理機能、施設台帳等管理機能、中長期保全計画作成機能の各機能を連携して運用する施設保全情報管理システムを更新することにより、施設保全管理の効率化を図ることを目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 5 年度 (令和 5 年 8 月 22 日付 5 千政施経発第 254 号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ファインコラボレート研究所 住 所 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 15 号 ニュートヨビル
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 15 日
※ 契約金額	26,840,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

801

件 名	車高センサー保守点検業務（第328号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本件は、千代田区神田相生町にある明神坂ガードを通過する車両に車高制限を注意するための車高計、超音波式車両感知器、車高警告表示板の正常な運用を確保するため点検、清掃、補修を行うものである。
選 定 理 由	本件の設備は、平成17年度に施行された秋葉原駅付近地区土地区画整理事業において、小糸工業株式会社が設計施工し、ミナモト通信株式会社が保守部品の調達及び各機器の点検を行っているものである。 本件は、保守業務契約の履行者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められ、また、既設機器と密接不可分の関係にあり、本設備を熟知している保守点検業者以外の者に施工させた場合、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該設備の使用に著しい支障が生ずるおそれがある。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 ミナモト通信株式会社 関東支社 所在地 江戸川区小松川三丁目3番3号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 26 日
※ 契約金額	638,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年2月29日
担 当 課	道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

768

件 名	敬老会参加者用菓子の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	75 歳以上の方を対象とする区主催の敬老会実施にあたり、参加者のお土産として和菓子を配布する。
選 定 理 由	敬老会参加者用の菓子については、地域経済活性化対策及び 75 歳以上の高齢者が身近に口にする和菓子を選択することが事業の趣旨に合致するとの観点から、東京和菓子商工業組合の麹町支部・神田支部に所属する千代田区内の業者からローテーションで購入することとしている。購入にあたっては、単価の上限を定め、敬老会参加者の人気の高い商品とすることから、購入先が限られる。 今年度は麹町支部へ受注可能な業者の推薦を依頼したところ、麹町支部長から下記指定業者の推薦を受けたところである。 以上の理由により下記業者を指定する。
契約の相手方	名 称 有限会社 宝来屋本店 住 所 千代田区九段南 2 - 4 - 15
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 1 日
※ 契約金額	1,710,720 円 (消費税を含む)
納 入 期 日	令和 5 年 9 月 25 日
担 当 課	保健福祉部福祉総務課福祉総務係
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

799

件 名	障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）の購入 /
種 類	物品 ・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	障害を持つ人が地域社会で十分に活動していくためには、人々の障害に対する理解を促進することが必要であり、その活動の一環として、障害者理解促進事業用啓発物品（卓上カレンダー）を購入し、配布することによって、障害者に対する理解を深めることを目的とした事業である。
選 定 理 由	下記業者は、世界中で活動し、障害者が口や足で描いた作品を複製し、販売している。その収入が障害者の奨学資金や生活の支えとなっている。 したがって、障害者の自立支援の一助となるため、障害者団体ではないが、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 口と足で描く芸術家協会（口と足で描く芸術家出版） 所在地 新宿区市谷砂土原町3-4 生泉市ヶ谷ビル
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 26 日
※ 契約金額	857,500 円（消費税を含む）
納 入 期 限	令和5年11月1日
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	常磐橋修理工事に伴う専門委員会運営協力及び報告書作成業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、平成 23 年から令和 2 年まで実施してきた常磐橋修理工事の成果記録や保存内容を検討するための専門委員会運営を協力するとともに、文化財修理報告書作成を行う業務である。
選 定 理 由	常磐橋修理工事は、全国でも数少ない石造アーチ橋の復旧工事であり、極めて専門性が高いものである。本工事の設計・監理業務は、平成 23 年から継続して下記事業者が行っており、同様に平成 28 年から専門委員会の運営協力を行ってきた。 本業務は、完了した常磐橋修理工事に関する報告書の作成業務を含むため、工事実施時の所見や経緯及び記録類等を把握している施工監理業者以外の事業者による実施は困難である。併せて実施する委員会での審議も報告書の記載内容に関する内容が想定されるため、業務として不可分である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社文化財保存計画協会 住 所 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 8 日
※ 契約金額	6,996,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	地域振興部文化振興課 (文化財係)
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

803

件 名	南堀留橋塗装等工事修正設計業務（第 3 2 7 号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> ・測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区が管理する南堀留橋の塗装等工事を行うにあたり、工事の施行に必要な関係機関協議を行うとともに、効率的に工事を施工するため、施工計画を検討し、既製の設計図書を更新するものである。
選 定 理 由	下記業者は、南堀留橋の塗装設計業務を含む「新川橋他 1 橋塗装等設計業務（第 311 号）」（令和 4 年度実施）の実施業者であり、既設計と密接不可分の関係にあるため、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、調査・点検、設計内容、河川管理者等との協議経緯を十分理解していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。なお、前年度の履行成績は良好である。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社高島テクノロジーセンター 所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 12 日
※ 契約金額	295,7900 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 2 9 日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

746

件 名	目印シールの作成
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	資源回収やごみ収集の共同集積所であることを示すために貼るシールを作成する。(計2種類)
選 定 理 由	当案件について、令和5年8月30日に指名競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社森の印刷屋 住 所 東京都中野区本町 4-44-13 西京城西ビル2階
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 1 日
※ 契約金額	1,240,800 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和5年10月16日
担 当 課	千代田清掃事務所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	合同子ども会劇団公演業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園、こども園、保育園に通う5歳児を対象にした観劇会を実施し、児童の豊かな情操を養う。
選 定 理 由	① 公演を委託する団体の条件としては、5歳児を対象とした内容の演目が提供でき、かつ希望する公演時間（1時間程度）で実施可能であること。 ② 担当教諭が、3つの劇団の6つの公演を下見し、その報告を基に上記①の条件を満たせるかどうか、また、子ども会を実施する会場での上演が可能かどうかを、幼稚園、こども園、保育園全園で評価、検討した結果、下記劇団の演目を採用することに決定した。上記の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：(有)劇団かかし座 所在地： 神奈川県横浜市都筑区南山田町 4820-1
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 11 日
※ 契約金額	1,324,930 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年11月15日（水）まで
担 当 課	学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

787

件 名	塵芥車（小型プレス車）の賃貸借（再リース）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田清掃事務所（飯田橋車庫）で業務用として塵芥車（小型プレス車）を賃借しているが、契約満了を迎えるにあたり契約期間を1年延長する。
選 定 理 由	1 経緯 平成30年度入札により平成30年12月13日から令和5年12月12日までの長期継続契約（No.70）を行った案件が契約満了となることに伴い再リースを行う。 2 現在使用している車両は5年リースを条件として平成30年度途中から使用開始したものであるが、継続使用に問題はないことに加え、賃借期間を1年延長しても使用に耐えられることが見込まれることから、慣れた同一車両について再リース契約を締結する。 3 昨今の半導体供給不足等で時期的な見通しの立たない新規車両調達までのつなぎとしては新規リースに比べ費用対効果の観点においても妥当であり、経費節減が確保でき、有利と認められる。 上記の理由により、下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日本カーソリューションズ株式会社 住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 6 日
※ 契約金額	1,572,120 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和5年12月13日から令和6年12月12日
担 当 課	環境まちづくり部 千代田清掃事務所 飯田橋車庫
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	第 19 回ちよだ文学賞に係る周知等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	第 19 回ちよだ文学賞の作品募集を周知するため、関連施設で要項等の配布を依頼する。
選 定 理 由	ちよだ文学賞は、「千代田区文化芸術プラン」に基づく主要事業の一つであり、広く文学賞応募作品を募集するためには、できる限り多くの人の目に触れる機会あることが望ましい。 読売新聞社は、ちよだ文学賞を共催しており、系列会社のカルチャーセンターは、東京都及び近県で 14 か所あり、ここでは、小説講座等も実施していることから、本事業の広報活動及び作品を募集するうえで非常に効果が高い。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社読売新聞東京本社 住 所 千代田区大手町 1－7－1
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 25 日
※ 契約金額	500,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 6 年 2 月 29 日
担 当 課	地域振興部 文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

844

件 名	外部メール送信設計及び FileZenS 拡張子の追加業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	システム更改前に実装していたメーリングリストを用いたメール送信機能および大容量ファイル送受信装置における圧縮ファイル拡張子の取扱いについて再実装要望が多いことから、当該機能実装のためのシステムへの設定変更を実施するものである。
選 定 理 由	当該システム変更作業は、現在全庁LANのネットワークシステムとして稼働しているサーバ機器類の設定変更を含む作業となり、既存の全庁LANネットワークシステムと密接不可分なものである。既存システムの開発・運用事業者以外の者にシステムの増設・改修等を履行させると既存の全庁LANの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、、当該システム導入時の構築を実施した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 18 日
※ 契約金額	5,434,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日～令和5年11月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	戸籍証明書送受信システム導入等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本庁舎と出張所間で従来 FAX にて送受信していた戸籍証明書について、総合住民サービスシステムのネットワークを利用した、高速で安定的な戸籍証明書送受信システムを導入する。
選 定 理 由	総合住民サービスシステムは、下記業者が開発したものであり、システム構成する機器を総合住民サービスシステムのネットワークに組み込むことにより、既存のネットワークを共用利用し安定的で高速な送受信が可能となる。また既設のプリンタを共用利用することで、出張所の省スペース対応が可能となるとともに経費節減となる。本システムは既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム関係者以外の者がネットワーク、プリンタの共有を履行すると、既存の電算システムの運用や障害時の対応に著しく支障が生じるおそれがある。 また、従来の FAX 回線は通信状況が不安定であり、回線状況によっては30分以上送受信に時間を要する場合がある。令和4年度においては、回線状況の悪化により送受信不可能となり、証明書を職員がタクシーで配送し、お客様を長時間お待たせする事態が複数回発生した。このことから安定した回線による証明書の送受信を早急に整える必要がある。 さらには、個人情報を含む証明書の送受信をするため、既存のネットワーク利用によりセキュリティの強化も図られる。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 電算 住 所 長野県長野市鶴賀七瀬中町 276-6
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 11 日
※ 契約金額	5,275,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和6年3月31日 まで

特命随意契約理由書

852

件 名	丸ビル再現 VR 映像資料の制作業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立日比谷図書文化館に開設している常設展示室内の近代以降のまちの歴史を紹介するコーナーにおいて、区内にあった丸ビルの歴史を紹介する展示を行うため、その参考資料として再現 VR 映像資料の制作を行う。
選 定 理 由	本件で制作する丸ビルの再現 VR 映像の基礎となる資料は、すべて下記業者が所有するものである。基礎資料の中には、約 100 年近く経過した貴重な図面資料も含まれており、状態も悪くその取扱いは慎重を期さねばならない。資料の取扱いに不慣れな他の業者では、本業務を行うことは難しいため、本件については資料の取扱いを熟知しており、かつ資料の安全を確保できる下記業者を相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社三菱地所設計 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 15 日
※ 契約金額	3,300,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 5 年 10 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

860

件 名	災害対策用端末設定業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本件は、激甚災害時に駒込データセンターへの接続が不可となった場合に、直接本庁舎 LGWAN 系システムを利用できる端末環境を設定する業務である。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁LANシステム構築及び運用保守事業者である 全庁LANシステムの本庁舎 LGWAN 系システムに接続できる端末を設定できる事業者は、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 所在地：東京都港区西新橋三丁目22番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 7 日
※ 契約金額	5,390,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年11月30日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	機微情報等の検出管理システムのレンタル
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	インターネット接続系に保存されているファイルサーバ(konya02)より、情報の機密性を担保し、情報管理を向上させるために個人情報、要配慮個人情報、マイナンバー等の情報を検出し、管理できるよう、その管理システムをレンタルする。
選 定 理 由	機微情報等の検出管理システムのサーバレンタル事業者は、機微情報等の検出管理システムをサーバにセットし、レンタルできる唯一の事業者のため、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 JMC 営業 2 課 住所：東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 19 日
※ 契約金額	13,992,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	英語合宿実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	使用言語を英語に限定した合宿生活を通して、集中的に英語力の強化を図る。また、学校で学んだ英語を実際に利用することで、習得を確かなものとする。
選 定 理 由	英語合宿の実施にあたっては、次の4点が必須条件である。 1. 中学校2年生を対象としたレベルの英語を用いた合宿カリキュラムを有していること。 2. 講師は、英語を母国語、あるいは第2言語として使用しており、かつ適切に生徒を指導できる能力を備えていること。 3. 本校から片道4時間程度の場所に施設があること。 4. 2年生159名が同時に滞在できる施設を有していること。 契約の目的を達成するためには、能力その他複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たすものが1者に限られる。 このことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ブリティッシュ・ヒルズ 所在地 千代田区内神田2-13-9 (合宿場所 福島県岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草1-8)
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 26 日
※ 契約金額	4,770,000 円 (消費税を含む) ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年1月31日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	iPad 用アプリケーションの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内特別支援学級・通級に配備されている iPad110 台に授業で使用するアプリケーションを導入する。
選 定 理 由	令和 2 年度に ICT 学校教育システムの回線、システム基盤、基盤系ソフトウェアやサービス等の構築・導入作業および、保守・運用業務について実施した公募型プロポーザル（令和 3 年 3 月 17 日、2 千子指導発第 999 号決裁）の結果、下記業者に決定した。 本件、iPad アプリケーションの購入は、購入とインストールが不可分であり、保守・運用業務を行っている下記業者以外の実施は難しい。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。 なお、今回導入のアプリケーションは区内教員の研究会である教育会で検討の結果、導入を決定したものである。
契約の相手方	法人名 株式会社 JMC 所 在 地 東京都港区浜松町 1-30-5
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 26 日
※ 契約金額	924,550 円
納 入 期 限	令和 5 年 10 月 31 日
担 当 課	子ども部 指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

857

件 名	空調設備用自動制御機器（アクチュエータ）の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎空調設備用自動制御機器を購入する。
選 定 理 由	本件は、九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎で設置している空調設備用自動制御機器の購入である。空調設備に不具合が生じた場合に交換する機器であるが、空調設備設置業者が作成したシステム制御に必要な機器であるため下記業者を契約相手方とする。
契約の相手方	名 称 ジョンソンコントロールズ株式会社東京サービス事業部 住 所 東京都渋谷区笹塚1-50-1
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 5 日
※ 契約金額	1,455,876 円（消費税を含む）
納入期限	令和5年9月29日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	特別展に係る模型資料の制作業務（聖橋）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和5年度特別展（関東大震災100年「首都東京の復興ものがたり—未来へ繋ぐ100年の記憶—」）において、展示内容に対する理解を深めるための資料として模型の制作を行う。
選 定 理 由	本展覧会は、建造物をテーマにした構成となっており、建造物に関する専門的知見を持っている帝都復興調査研究ワーキンググループの協力を得て開催することとなっている。協力内容は、展示の監修、図録の執筆、資料の調査などで、本展覧会の重要な部分を担っている。 下記業者の日本大学理工学部理工学研究所は、上記ワーキンググループのひとりである田所辰之助氏及び協力者の関文夫氏が所属しており、今回制作する模型に関わる部分の展示の担当協力者である。 本件で制作する模型は、展示資料と密接に関わるものであり、展示資料の内容との整合性を取らなくてはならない。また、図面など基礎資料で分からない細部の再現については、他の事例についてもよく研究し、その成果を踏まえて行わなくてはならない。したがって、本件の制作には、展示への理解と制作対象に関する専門的知識が必要不可欠であるため、展示に携わっている者以外の制作が不可能である。よって同類の模型制作の経験を有している下記業者を契約の相手先として指名するものである。
契約の相手方	名 称 日本大学理工学部理工学研究所 所長 大月 穰 住 所 東京都千代田区神田駿河台1-8-14
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 11 日
※ 契約金額	1,100,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和5年11月2日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

808

件 名	出勤確認用 IC カードリーダーの IP アドレス変更及び打刻データ収集ソフトウェア入替等作業
種 類	委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	人事情報総合システムリプレースに伴い、リプレース後の新環境下で出勤用 IC カードリーダーが正常に作動するよう、IP アドレスの変更作業、通信ソフトウェアの載せ替え、システムの設定及び動作確認等の作業等を実施する。
選 定 理 由	下記業者は、出勤用ICカードリーダー運用保守事業者である。本件は、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない業務であり、既設の人事情報総合システム機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係となっているため、同一の開発者以外の者に本件を履行させると既存のシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名 : アマノ株式会社 東京パーキング支店 所 在 地 : 〒112-0004 文京区後楽 1-7-27 後楽鹿島ビル 3 階
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 25 日
※ 契約金額	3,498,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 6 年 1 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	令和6年千代田区「二十歳のつどい」運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区では、20歳を迎える対象者（千代田区の小学校、中学校、中等教育学校を卒業した区外在住者を含む）を祝福し、大人としての自覚を促す機会として「二十歳のつどい」を実施する。
選 定 理 由	本事業は、飲食物の供給単価を決定したうえで実施するものであり、競争性がないことから、下記条件を満たす施設で開催場所を探した。 ① 令和6年1月8日（月・祝）に開催可能であること。 ② 千代田区内に所在し、二十歳を迎える参加者と来賓招待者を合わせて約450名分の席が用意できること。 ③ 「二十歳のつどい」企画運営委員会のアイデアを具体化し運営する技術力があり設備が整っていること。 ④ 設営、リハーサル等を行うため、前日から会場準備が可能なこと。 ホテルニューオータニはすべての条件を満たした会場を確保することが可能であり、これ以外の施設では、日程その他の調整がつかず会場を確保することができなかった。このため、ホテルニューオータニを運営する下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ニュー・オータニ 住 所 千代田区紀尾井町4-1
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 4 日
※ 契約金額	8,365,005 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年1月8日
担 当 課	生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	ID 統合管理システム構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本件は、「ID 統合管理システム改修支援業務」にて要件定義した人事給与システム、新総合行政システム及び ADMS で現在利用している ID の連携について、そのシステムの構築を行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者であり、「ID 統合管理システム改修支援業務」にてシステム設計を受託した事業者である。 全庁 LAN関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁LANシステムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁LANシステム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目2番8号
※ 契約年月日	令和 5 年 9 月 20 日
※ 契約金額	55,000,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。